

(案)

てだこ未来応援員業務用自動車賃貸借契約書

本契約について、賃借人 浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と、
賃貸人_____（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(目的)

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲へ賃貸する自動車（以下「自動車」という。）を甲に貸し付け、これに伴うメンテナンスサービスを提供し、甲は乙に対して賃借料（メンテナンスサービスを含む。）を支払うものとする。

(契約期間)

第2条 賃貸借期間は、令和2年__月__日から令和3年3月31日（__ヶ月）とする。

(賃借料)

第3条 賃借料は_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）とし、月額_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）とする。
2 消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関し1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てるものとする。
3 第1項に記載された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により算定方法に変更が生じた場合は、当該金額は変更されるものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条の規定による。

(賃借料の支払い等)

第5条 乙は、月ごとに賃借料月額をその月の翌月に甲に対し書面により請求することとし、甲は請求を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。
2 甲は、1ヶ月の途中で賃貸借期間開始、または満了する場合においては、当該月の賃借料は、日数の日割りで算出し、乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約から生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させる場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。

(車の引き渡し)

第7条 乙は契約締結後、速やかに自動車を甲の指定する場所に納車し、引き渡すものとする。

(賃借料の内容)

第8条 賃借料には、次の項目の費用が含まれるものとする。

(1) 登録検査、諸証明代行費用及び納車費用

- (2) 自動車取得税
- (3) 自動車重量税及び自動車税（賃貸借期間）
- (4) 自動車損害賠償責任保険（賃貸借期間）
- (5) 対人・対物・車両補償保険（賃貸借期間）
- (6) 定期点検整備（車検整備）及び法定点検整備（12ヶ月）、定期点検（6ヶ月）
- (7) 継続検査費用
- (8) 故障修理（通常使用による故障）
- (9) タイヤ、バッテリー、エンジンオイル等の消耗品等必要部品交換
- (10) メンテナンスサービス及び修理時の代車
- (11) メンテナンスサービス及び修理時における車両の引き取り、納車
- (12) 営業補償代（NOC）

（メンテナンスサービス等の実施方法）

第9条 甲は、メンテナンスサービス、その他修理を依頼する場合、事前に乙と調整する。

（車の保管）

第10条 甲は、善良な管理者の注意を持って車を保管し、それに要する費用を負担する。

（報告義務）

第11条 甲は次の事実が生じたとき、直ちに乙に報告するものとする。

- (1) 車の盗難、滅失、または破損したとき。
- (2) 車の保管、または使用により第三者に損害を与えたとき。

（車の滅失等）

第12条 車が盗難に遭い、若しくは滅失し、または修理不能の損害を受けた場合、甲は、乙に対して損害金を支払うものとする。ただし、甲の通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りではない。損害額については、甲乙協議して決めるものとする。

（保険事故処理）

第13条 車に保険事故処理が生じた場合は、甲は速やかに乙に報告すると共に、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 法令及び保険約款に定められた処置をとること。
- (2) 事故に関しては、第三者との間に不利益になる協定をしないこと。

（契約の解除）

第14条 甲または乙は、相手方がその責めに帰すべき事由（第15条を除く）により、この契約に定める責務を履行しないときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、甲または乙は、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。

（秘密の保持）

第15条 乙は、業務及び業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約履行上の協議)

第16条 この契約に定めのない事項、または疑義が生じた場合、その都度必要に応じ、甲乙協議して決める。

この契約を証するため本書を二通作成し、双方記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治 印

乙

印